

障害者雇用率 2.0%に 50 人以上の企業に義務付け

厚生労働省は 5 月 23 日、民間企業に義務付ける障害者の法定雇用率を、現在の 1.8%から 2.0%に引き上げることを決めた。来年 4 月から実施する。法定雇用率の見直し作業は 5 年ごとに行われるが、引き上げるのは 15 年ぶり。合わせて、義務化の対象となる企業は現在の従業員 56 人以上から同 50 人以上に広げる。

法定雇用率の引き上げは、同日の労働政策審議会障害者雇用分科会で了承された。働きたいという障害者の思いが高まる一方、企業側も社会的責任として採用に前向きな所が増えていることを反映した。

厚労省の昨年 6 月現在の集計によれば、56 人以上規模の企業に雇用されている障害者は 36 万 6,199

人で、過去最高となった。ただ実雇用率は 1.65%で、法定雇用率を達成した企業の割合は 45.3%にとどまる。今回の改正でさらに雇用を促していく。

また今改正では、公的機関の法定雇用率も引き上げる。国、地方公共団体、特殊法人は 2.3%（現在 2.1%）に、都道府県等教育委員会は 2.2%（同 2.0%）になる。雇用率制度では、法定雇用率を達成していない企業（従業員 200 人以上）から不足 1 人につき月 5 万円の納付金を徴収し、達成した企業には義務を超えて雇用した 1 人につき月 2 万 1,000～2 万 7,000 円の調整金や報奨金を支給する仕組みもあるが、今回この金額は変更しない。

（福祉新聞・2577 号 2012 年 6 月 4 日）

物品調達法も成立 障害者就労施設に受注を

6 月 20 日の参議院本会議では、国や地方公共団体などが優先的に障害者就労施設から物品を調達することを推進する法案が、全会一致で成立した。2013 年 4 月から施行される。国などが仕事を発注する際、競争入札では障害者就労施設との契約が難しかった

が、この法律で優先的に障害者就労施設から物品や役務を調達するよう努めなければならないと責務を規定、受注機会を増やす。調達を計画的に推進するための基本方針を国が策定することも定めている。

（福祉新聞・2580 号 2012 年 6 月 25 日）

障害者の就職、6 万人 12.2%伸び過去最高（厚労省）

厚生労働省はこのほど、ハローワークを通じて就職した障害者が 2011 年度は約 6 万人で、過去最高だったと発表した。10 年度の 5 万 2,931 人から 12.2%伸び、5 万 9,367 人となった。新規の求職申し込みは 14 万 8,358 人で、就職率も 40.0%（前年度比 0.1 ポイント増）と 2 年続けて上昇した。

就職した人の障害種別は身体障害 2 万 4,864 人、知的障害 1 万 4,327 人、精神障害 1 万 8,845 人。発達障害・高次脳機能障害・難病などその他の障害は 1,331 人だった。

これを人数の伸びでみれば、精神障害が前年度比

29.5%増、その他の障害が同 37.1%増と大きい。

また、就職先を産業別でみると、医療・福祉が 1 万 3,751 人で最も多く、ほかは製造業（9,282 人）や卸売業・小売業（9,203 人）が多い。障害種別でも産業の構成比に大きな違いはなかった。

ただ、職業別にみると、身体障害者は事務的職業の割合（27.8%）がほかと比べて高く、知的障害者は生産工程・労務の職業の割合（65.9%）が高い。

なお、解雇者数については前年度比 6.0%減の 1,253 人で、10 年度を 80 人下回った。

（福祉新聞・2578 号 2012 年 6 月 11 日）